

小規模多機能型居宅介護サービス

わくわくの里

重要事項説明書

運営法人： 特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく
横浜市瀬谷区南台一丁目17番地3
045-303-2080

事業所： わくわくの里
横浜市瀬谷区橋戸3丁目69番2
045-300-0606

重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業所名： わくわくの里

1. 事業所の概要

事業所名	わくわくの里
所在地	横浜市瀬谷区橋戸三丁目69番2
提供サービス及び 介護保険事業所番号	指定小規模多機能型居宅介護 第 1493400111 号
登録定員 (利用定員)	25名 (通いサービス 13名・宿泊サービス 5名)
管理者及び連絡先	管理者 飯塚 陵子 連絡先 045-300-0606
開設年月日	平成19年4月1日

2. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 ※	横浜市瀬谷区
営業日	365日
営業時間	通いサービス 9:00~18:00
	宿泊サービス 18:00~9:00
	訪問サービス 24時間

※通常の事業の実施地域以外からの利用は、市内在住者に限り、別途協議の上、対応いたします。

3. 職員配置

当事業所では、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

従業者の職種	常 勤	非常勤	職務の内容
管 理 者	1人	0人	業務の管理及び職員の管理 (介護職員と兼務)
介護支援専門員	1人	0人	サービスの調整・相談業務
介 護 職 員	3人	13人	日常生活の介護
看 護 職 員	1人	0人	健康チェック等の医務事務

4. サービスの内容

以下の内容は、介護支援専門員が作成する小規模多機能型居宅介護サービス計画書（ケアプラン）に基づき、提供いたします。尚、ケアプランは3か月に一度見直しを実施し、必要に応じカンファレンスを行います。

ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

① 食事について

- ・ 食事の提供及び食事の介助を行います。
- ・ 調理補助等を通して、生活における機能訓練を行います。
- ・ 食事サービスの利用は任意となります。

② 入浴について

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の必要な介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意となります。

③ 排泄について

- ・ 利用者の状況に応じて、適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立につながるよう適切な援助を行います。

④ 機能訓練について

- ・ 利用者の生活状況に適した訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定等の全身状態の把握に努め、ご家族に報告します。

* 介護記録、看護記録については1か月に1度情報開示いたします。

⑥ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。
但し、特別な事情がない限り、時間の指定等はできません。

イ. 宿泊サービス

事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

ウ. 訪問サービス

- ・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為をいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② ご利用者の生活において不必要と思われる援助
 - ③ ご利用者もしくはご家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ④ ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、営利活動
 - ⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑活動

5. サービス利用料金及び利用者負担

(1) サービス利用料及び利用者負担

- ・別表に記載された通りです。
- ・月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日よりも利用が多かった場合であっても、日割りで割引または増額はいたしません。
- ・月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- ・ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。認定を受けられた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

(2) 支払い方法

別表料金表に定める料金のお支払いにつきましては、利用月の翌月27日までに金融機関の口座より引き落としをさせていただきます。

6. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

中止の申し出をされた場合、介護保険での利用負担分は変わりませんが、介護保険の対象外のサービスについては、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。ただし、ご利用者等の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の50%

7. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用者による破損等が生じた場合、弁償していただきます。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・ 事業所内での喫煙は、所定の喫煙所をご利用ください。

8. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を行います。

サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入しています。

9. 第三者評価の実施状況について

当事業所は、年に1回サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果については運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行います。

評価結果の公表については、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、事業所内への掲示及び法人のホームページへの掲載により公表します。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせにもとづき、家族・法人事務所・主治医・救急医療機関・地域包括支援センターに連絡します。

かかりつけの医療機関	電話番号
かかりつけの歯科医	電話番号
緊急連絡先	電話番号

1 1. 協力機関等について

当事業所の協力医療機関及び協力施設は以下の通りです。（但し、これらの協力施設は、優先的な診療や入院治療、優先入所を保障するものではありません。また、これらの利用を義務付けるものでもありません。）

協力医療機関	横浜甞生病院（内科、整形外科他）	電話番号	045-302-5001
	めぐみ在宅クリニック	電話番号	045-300-6630
	つきみの歯科医院	電話番号	046-244-6363
協力施設等	社会福祉法人 藤嶺会	電話番号	045-922-5141

1 2. 苦情相談窓口

○サービスに関する相談、苦情および事故については、次の窓口で対応いたします。

わくわくの里 ご利用者様相談窓口	電話番号	045-300-0606
	FAX 番号	045-300-0607
	苦情相談員	管理者 飯塚 陵子
	対応時間	9:00~17:00

○公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

市町村介護保険相談窓口	瀬谷区福祉保健センター	
	電話番号	045-367-5714
	FAX 番号	045-364-2346
	対応時間	8:45~17:15
	横浜市健康福祉局高齢健康福祉部 介護事業指導課	
	電話番号	045-671-2356
	FAX 番号	045-681-7789
対応時間	9:00~17:00	
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27番地の1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	9:00~17:00

13. 法人の概要

名称・法人種別	特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく
代表者名	理事長 飯塚 陵子
本社所在地・電話	横浜市瀬谷区南台一丁目17番地3 Tel 045-303-2080 Fax 045-304-9559
業務の概要	<p>助け合い事業 送迎（79条） 家事援助・介護・保育・相談 買い物代行・介護用品の仲介</p> <p>指定介護保険事業 介護予防・訪問介護 わくわくケアハート 介護予防・居宅介護支援 わくわくケアサポート 小規模多機能型居宅介護 わくわくの里</p> <p>障害者総合支援法 居宅介護・重度訪問介護・移動支援・同行援護 の事業</p> <p>児童福祉法事業 放課後等デイサービス 未来CAN2・3</p> <p>横浜市委託事業 瀬谷区支えあい家庭支援事業</p>
当法人のサービス方針	<p>「誰でもが安心して普通に暮らせる町づくり」をめざし、地域の中で身近な助け合いを、市民活動として続けてきました。</p> <p>介護保険の事業においても、専門性を裏づけにしつつ、当事者感覚を忘れないぬくもりのある介護を誠心誠意お届けしてまいります。</p> <p>また、常に自分たちの活動を検証し、学習・研修を定期的で開催し、技術や精神のレベルアップをはかります。</p> <p>これからも、住み慣れたまちで豊かな近隣関係を保ちつつ、心穏やかに生き生きと暮らし続けていくことができる地域社会をめざして活動してまいります。</p>

4重要事項説明書 別表

利用料金表

小規模多機能型居宅介護事業所 わくわくの里

1. 介護報酬にかかわる費用

2 級地 10.88 円

小規模多機能居宅 介護費	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	10,458 単位	11,379	22,757	34,135
要介護 2	15,370 単位	16,723	33,445	50,168
要介護 3	22,359 単位	24,327	48,653	72,980
要介護 4	24,677 単位	26,849	53,697	80,546
要介護 5	27,209 単位	29,604	59,207	88,810
加算項目				
① 初期加算	30	33	66	98
② 認知症加算(Ⅱ)	890	969	1,937	2,905
認知症加算(Ⅳ)	460	501	1,001	1,502
③ 訪問体制強化加算	1,000	1,088	2,176	3,264
④ 総合マネジメント 体制強化加算	1,200	1,306	2,612	3,917
⑤ サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	750	816	1,632	2,448
⑥ 看護職員配置加算 (Ⅰ)	900	980	1,959	2,938

* 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) = (介護報酬総単位数 × 14.9%) × 10.88

1) 「介護保険料」には、上記所定単位数に、地域加算 = 10.88 が含まれています。
 2) ひと月ごとの既定料金となるため、小規模多機能型居宅介護サービス計画に定める日数と、実際にご利用された日数に差が生じても日割りでの割引や増額はいたしませんのでご了承ください。

3) 月の途中でサービス利用を始めた場合や、契約終了の場合は、別途定める報酬単価5に基づき、算定いたします。

2. 運営規程で定められた「その他」の費用（自己負担分）

項目	料金	説明
食費	(朝食) 400円 (昼食) 800円 (夕食) 800円	食事の提供の要する費用
滞在費（ホテルコスト）	(1日あたり) 3,000円	宿泊に要する費用
おむつ・パット代	実費	個人で使用されるおむつ類（パットも含む）に係る費用
行事費	実費	個人を対象としたレクリエーションに係る費用

1) 上記2. の料金は、サービスを受けた回数分が必要となります。

物価の変動などで料金の増減が生じた場合は、事業所とご利用者様双方の協議の上、適用を定めることとします。